

表5 法第14条及び第14条の2に基づく処分の状況（平成27年度）

処分者	処分年月日	処分内容	処分の対象となった事件の概要
福岡県知事	H27. 4. 17	3月間の業務の停止 (27. 4. 26～27. 7. 25)	当該行政書士は、第三者の依頼を受け、職務上請求書を使用して、不正に住民票の写し等の交付を受けた。このため、平成25年12月に住民基本台帳法等違反の罪で、東京簡易裁判所から罰金30万円の略式命令を受けた。 また、業務に関する帳簿に依頼者の住所を記載していなかった。 上記の事実は、行政書士法第9条及び第10条に違反し、同法第14条第2号に該当するものと認められる。
東京都知事	H27. 4. 27	業務の禁止	<ul style="list-style-type: none"> ・業として、訴状、登記申請書及び労災保険給付に関する請求書を作成した。 ・業として、登記申請書及び労災保険給付に関する請求書を提出する手続を行った。 ・帳簿に法令に定める事項を記載していなかった。 また、帳簿を法令に定める期間保存しておらず、帳簿閉鎖の事務処理もしていなかった。 ・依頼人の希望があった場合以外、領収証を作成していなかった。 ・これらのことは、行政書士法第1条の2第2項、第1条の3第1項ただし書、第9条及び第13条に違反する。
神奈川県知事	H27. 5. 28	2月間の業務の停止 (27. 6. 1～27. 7. 31)	交通事故の保険金請求業務を行う過程において、保険金請求の窓口となる保険会社の担当者に保険金の支払いに向けた話合いの場に出席するよう要請するにあたり、別名を使用して、依頼者に生活費を貸し、部屋を無料で提供している知人であると自己の立場を偽る内容の文書を作成し、保険会社の担当者あて送付した。
鳥取県知事	H27. 6. 2	1月間の業務の停止 (27. 6. 9～27. 7. 8)	慰謝料請求書の作成等の業務を遂行する際に、請求相手との駆け引きの方法をアドバイスするなど、法律事件に関する法律事務を行ったことが、民事裁判において弁護士法第72条に違反するとして事実認定された。このことは、行政書士たるにふさわしくない重大な非行に該当するため。
大分県知事	H27. 6. 9	1月間の業務の停止 (27. 6. 12～27. 7. 11)	<ul style="list-style-type: none"> ①依頼者からの預託金を、その趣旨に反して流用した。また、依頼者からの返還要求に対して何ら正当な理由なく、一定期間返金しなかった。 ②依頼者との間で贈与契約を締結し、依頼者の所有する財産の全部を包括して遺贈すること等を内容とする遺言公正証書を作成させた。 ③大分県行政書士会の綱紀委員会に対し、事実に反する報告を行った。
福岡県知事	H27. 9. 2	戒告	当該行政書士は、依頼人から裁判手続に関する相談を受け、当該業務を弁護士等に依頼するための裁判費用を受領した後、依頼先を見つけることができなかつたにもかかわらず、速やかに当該費用を返還しなかつた。その上、依頼人に対して、今までに受任した業務に係る費用の説明を行わなかつた。 また、日本行政書士会連合会の定める様式による報酬額表の作成及び掲示をしておらず、さらに、行政書士法に規定する項目を帳簿に記載していなかつた。 上記の事実は、行政書士法第9条、第10条及び第10条の2に違反するものと認められる。

処分者	処分年月日	処分内容	処分の対象となった事件の概要
群馬県知事	H27. 9. 25	40日間の業務停止 (27. 10. 2~27. 11. 10)	行政書士が作成すべき書類を自ら作成せず、行政書士でも対象行政書士の補助者でもない測量業者の従業員に作成させていた。県行政書士会の処分（廃業の勧告（1年間の会員の権利の停止を含む））後も同様の行為を継続していた。 また、行政書士法第9条の規定により備付及び保存が義務付けられている帳簿を備えていなかった。 （行政書士法第9条及び第10条並びに行政書士法施行規則第4条違反） 群馬県行政書士会からの法第17条第2項に規定する報告（平成26年4月1日受付）を契機とするもの。
東京都知事	H27. 12. 3	戒告	・行政書士法第9条規定の帳簿を備えていなかった。 ・少なくとも2件の業務について、領収証を作成しなかった。 このことは、東京都行政書士会会則第28条の2及び行政書士法第13条に違反する。
茨城県知事	H27. 12. 16	15日間の業務の停止 (28. 1. 4~28. 1. 18)	弁護士の資格を有しないにもかかわらず、示談に係る相談を受け、示談を成立させる目的で複数回の交渉を行った。 このことは、法第1条の3第1項第4号に該当する事務であって、弁護士法第72条に違反するものであるから、法第1条の3第1項ただし書に違反する業務に該当する。
宮崎県知事	H27. 12. 18	20日間の業務の停止 (28. 1. 4~28. 1. 23)	対象となる行政書士が行った以下の行為は、行政書士法第10条の規定に違反し、行政書士の信用又は品位を著しく害する行為であると認められるため。 ・委任を受けた事務に関し、依頼人に対して事前に報酬額について説明せず、委任事務の内容に照らして高額な報酬額を事務内容が全て終了し、依頼人が断り難い段階に至って初めて請求し、即日支払わせた行為 ・委任を受けた事務の違約金に関し、依頼人と締結した意向確認書に記載している違約金の算定方法に基づかず、誤った理解のもとで本来の金額を大幅に超える金額を請求した行為
兵庫県知事	H28. 2. 18	1月間の業務の停止 (28. 3. 2~28. 4. 1)	不貞行為に関する法律事件について、依頼人からの依頼に基づき、相手方の職場関係者に接触して必要な対応を要請し、その進捗状況を確認するなど、報酬を得る目的で、業として、弁護士法72条所定の法律事件について、法律事務を取り扱った。 これらの行為は、弁護士法第72条の規定に抵触するとともに、他法令による行政書士の業務制限を定めた行政書士法第1条の3ただし書の規定に違反する。
兵庫県知事	H28. 3. 8	2月間の業務の停止 (28. 3. 19~28. 5. 18)	交通事故の損害賠償問題について、報酬を得る目的で、業として、弁護士法72条にいうその他一般の法律事件につき、法律事務を取り扱った。 また、過去に同種業務を相当数取り扱ってきた。 さらに、利益を得る目的で、自身のウェブサイトにおいて、弁護士法第74条第2項に規定する法律相談その他法律事務を取り扱う旨の掲示をした。 これらの行為は、非弁護士の法律事務の取扱い等を禁止する弁護士法第72条、非弁護士の虚偽標示等を禁止する同法第74条第2項の規定に抵触するとともに、他の法令による行政書士の業務制限を定めた行政書士法第1条の2第2項及び第1条の3ただし書、同法第10条、同法第13条、行政書士法施行規則第6条第2項、兵庫県行政書士会会則第35条、同会則第35条の5第2項の規定に違反する。

処分者	処分年月日	処分内容	処分の対象となった事件の概要
東京都知事	H28. 3. 11	2月間の業務の停止 (28. 3. 18～28. 5. 17)	<ul style="list-style-type: none"> ・弁護士でないにもかかわらず、報酬を得る目的で親子関係不 存在確認調停手続きを行った。このことは、弁護士法（昭和2 4年法律第205号）第72条、行政書士法第1条の2第2項 及び第10条に違反する。 ・行政書士法第6条に基づく行政書士名簿に、事務所の名称を 「うちお行政書士事務所」と登録しているにもかかわらず、事 務所の表札、郵便受け、ホームページ、名刺、契約書及び領収 証に、事務所の名称として「Tokyo Immigration Lawyer's Office」と表記し、実態として「Tokyo Immigration Lawyer' s Office」を事務所の名称として使用しているものと認められ る。また、当該名称は、「行政書士」の文言が明示されていな いなど、行政書士の事務所であることについて誤認混同を生じ るおそれがあるものである。これらのことは、行政書士法第6 条の4、日本行政書士会連合会（以下「日行連」という。）会 則第60条の2及び行政書士法第13条に違反する。 ・帳簿に法令で定める事項を記載していなかった。このことは 行政書士法第9条、日行連会則第61条の2に基づき定められ た職務上請求書の適正な使用及び取扱いに関する規則第12条 及び行政書士法第13条に違反する。 ・市販の領収証を使用し、日行連の定める様式の領収証を使用 していなかった。このことは、東京都行政書士会会則第28条 の2及び行政書士法第13条の規定に違反する。
静岡県知事	H28. 3. 14	戒告	帳簿の備付及び保存の不備により行政指導を行ったが、2週間 後に確認したところ、改善されていなかったため（法第9条の 違反）